大阪市障がい者グループホーム整備費補助事業概要　　【本体住居に限る】

当該補助事業は、「大阪市障がい者グループホーム整備補助要綱」に基づき、以下３つの区分に対し補助を実施しています。
補助区分ごとに補助対象経費や補助限度額等を定めているため、**各要件に当てはまる場合、複数の補助区分の申請が可能**です。

	住宅改造①	住宅改造②	住宅改造等
交付対象	交付対象となるグループホーム 大阪市内で新規設置、または現に運営しているグループホーム かつ **障がい支援区分５または６の者**（※原則本市の支給決定または措置決定を受けた者）を**新たに**受け入れるグループホーム	（住宅改造①と共通）	交付対象となるグループホーム 大阪市内で新規設置、または現に運営しているグループホーム かつ **強度行動障がい者**（※）を**新たに**受け入れるグループホーム
補助の対象	重度障がい者の入居に対応するための 住宅の改造工事が必要な場合（スプリンクラー設備設置工事を除く） ▶ 住宅の改造に係る経費 ・安全性の確保のための工事（手すりの設置、段差解消等） ・入居者のプライバシー確保のための工事（居室の鍵の設置等） ・日常生活衛生面の工事（和式便器を様式便器へ変更等） ・入居者の移動手段の確保のための工事 （ホームエレベーターや階段昇降機の設置等） ※老朽化の工事は対象外	重度障がい者の入居に対応するための 住宅の改造工事が必要な場合（プリンクラー設備設置工事のみ） ▶ 住宅のスプリンクラー設備設置に係る経費	強度行動障がい者の入居に対応するための 住宅の改造工事や設備整備が必要な場合 ▶ 共用部及び強度行動障がい者の個人の居室において、強度行動障がい者の個々の特性に対応するための住宅改造、設備改造、必要な備品の購入に係る経費
補助限度額	【定員により異なる】 定員　２人　2,715 千円 定員　３人　3,038 千円 定員　４人以上　3,360 千円	定員によらず　3,000 千円	【受け入れ人数により異なる】 2,300 千円 ※受け入れ人数に応じて、１名の増加につき500千円を補助限度額に加算
補助金額	上記の補助限度額を上限に、 実際にかかった経費の３／４を大阪市より補助	上記の補助限度額を上限に、 ・実際にかかった経費の３／４　又は ・基準単価(※)×スプリンクラー設置対象面積の３／４ のうち最も低い金額を大阪市より補助 (※)「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取り扱いについて（厚労省通知）」に掲げる基準単価。	上記の補助限度額を上限に、 実際にかかった経費の３／４を大阪市より補助
申請時必要書類	□ 改造工事費内訳書（見積書等） □ 改造工事計画書 □ 改造承諾書　※賃貸物件を改造する場合のみ □ 建築確認書（写）※建築基準法に基づく建築確認を要する場合	□ 改造工事費内訳書（見積書等） □ 建物面積表 □ 改造工事計画書 □ 改造承諾書　※賃貸物件を改造する場合のみ □ 建築確認書（写）※建築基準法に基づく建築確認を要する場合	□ 改造工事費内訳書（見積書等） □ 改造工事計画書 □ 改造承諾書　※賃貸物件を改造する場合のみ □ 建築確認書（写）※建築基準法に基づく建築確認を要する場合 □ 物品の購入がある場合はその見積書と仕様書 □ 強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）又は行動援護従業者養成研修修了者証明書

全工事区分共通

□ 交付申請書　□ 交付申請理由書　□ 事業計画、収支計算書　□ 運営規約、役員名簿　□ 入居（予定）者名簿
□ 共同生活住居の平面図　□ 共同生活住居設置場所の位置図　□ 法人予算書（当年度及び前年度）　□ 前年度の法人収支計算書等　□ 法人財産目録　□定款

	住宅改造①	住宅改造②	住宅改造等
補助申請に係る留意点	□ 見積書は３社以上必要です。 見積額の内容を比較できるよう、工事内容、数量などの仕様はあわせてください。 □ また、改造工事前後の図面が必要のほか、消防設備の工事の場合、その物品の仕様書が必要となります。 □ なお、消防設備の工事の場合、消防署との事前相談記録（日付、参加者、指導内容等が分かるもの）の提出が必要です。	□ 見積書は３社以上必要です。 見積額の内容を比較できるよう、工事内容、数量などの仕様はあわせてください。 □ また、改造工事前後の図面が必要のほか、設置するスプリンクラーの仕様書が必要となります。 □ なお、消防署との事前相談記録（日付、参加者、指導内容等が分かるもの）の提出が必要です。	□ 見積書（３社以上）と物品仕様書（カタログ等）が必要です。 見積額の内容を比較できるよう、同じ製品、数量などの仕様はあわせてください。 □ 見積書の合計金額ではなく、比較見積の商品一つ一つを比較して、低いほうが補助対象経費となります。 □ 見積書は、税込み、税抜きについても注意してください。